

委員会紹介

第6回 刑事弁護委員会

刑事弁護委員会委員長
前田 裕司 (29期)



1 実務を担う委員会

刑事弁護委員会は、直接に刑事弁護実務を担当する委員会である。

その内容は、①当番弁護士名簿の作成・管理、派遣要請などの運営全般、②被疑者・被告人国選の名簿作成と管理、法テラスとの連絡、③新人弁護士の当番・国選事件研修の指導、④弁護活動に対する苦情処理、国選弁護人推薦停止などである。また、刑事弁護に関する研修と広報を行い、制度改革に関する事項（昨年度の場合は保釈保証金立替制度創設、取調べ可視化など）について検討する。さらに、理事者からの意見照会に答える。

そこで、部会として、①当番・国選部会、②弁護実務部会、③制度改革部会、④研修・広報部会を設置している。

なお、刑事弁護実務に関する意見交換の場として、刑事弁護委員会のマーリングリストを作成しており、委員以外にも国選・当番登録者、新人研修対象者が加わり、活発に利用している。

2 東京三弁護士会との協力関係

東京三弁護士会で当番・国選の実務運営を円滑に行うため、定期で東京三会刑事弁護委員会正副委員長会議を開催し、その下に、①当番弁護士部会、②少年事件部会、③外国人事件部会、④可視PTなどを設置している。

さらに、法テラス東京地方事務所と東京三会刑事弁護委員会との協議会を定期的に開いて、国選弁護の運営について協議している。

3 当番・国選の現状

当番弁護士は、現在、1日あたり20名、少年4名の待機名簿で、派遣要請に対応している。当番弁護士制度は、2006年10月の私選弁護人紹介制度・被

疑者国選開始後も、私選弁護人紹介制度を組み込んで実施している。

2007年度の派遣件数（多摩支部含）は4,924件、受任件数2,180件、受任率は44%である。また、そのうちの扶助利用は約65%であった。

国選弁護については、①被疑者国選、②被告人国選、③即決裁判と分けて名簿を作成している。2007年度の国選弁護事件受任は5,616件である。

4 意見照会等に対する答申

2007年度に理事者からの意見照会で検討した事項は、①国選事件照会手数料（国選事件は弁護士法23条の2による照会請求手数料を無料にすべきという意見）、②弁護士会員等の懲戒処分歴の開示制度、③八王子少年鑑別所、関東医療少年院、八王子医療刑務所等の9施設を集約し建設する「国際法務総合センター」（仮称）構想の問題点及び当会の対応、④「男女共同参画要綱案について」などである。

5 裁判員裁判への態勢づくり

2009年5月から被疑者国選の対象範囲が拡大し、裁判員裁判が始まる。そのための弁護士の数の確保と質的向上が必要であり、刑事弁護委員会にその役割が課せられている。そこで、裁判員裁判への対応を睨んで、裁判員制度センターと協同して、当会で200人の裁判員裁判対応弁護士を養成するため、その研修講座を開催することとしている。

さらに、裁判員裁判においては、量刑データの活用が必須であり、OA刷新プロジェクトチームとも協議し、システム構築を検討する。

* 刑事弁護委員会に関する問い合わせ先

全体委員会 毎月第3火曜日 午後1時～3時
担当事務局 人権課 TEL.03-3581-2205